

返還金制度について

弊社紹介により就職した者が、入社後 3 か月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還します。

1. 入社後 1 か月以内に雇用契約が終了した場合・・・ 1 0 0 %
2. 入社後 1 か月以上 3 か月以内に雇用契約が終了した場合・・・ 5 0 %

※ただし、派遣先において就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、当返還金制度は、適用しません。

事業所名称 株式会社ジェイ・アライアンス
所在地 奈良県奈良市芝辻町 5 0 0 - 1